

# 屏水中学校のきまり

このきまりは、誰もが安全・安心に学校生活を送るためのものであり、自分たちで考え作っていくものです。一人ひとりが責任を持って行動しましょう。

## A 服装規定

- (1) 学校で定められた制服を着用する。(夏服、中間服、冬服の時期による指定はしない。気温から自分で判断すること。)
- (2) ボタンのほころびには常に気をくばり、必要があればすぐに繕う。
- (3) 下履きは白または黒を基調とした運動ぐつ(靴ひもにチャームなどをつけない)とする。
- (4) 上履きは各学年の指定の色のスリッパを使用し、表に名前を記入する。
- (5) 装飾品(ブレスレット、ピアス、指輪等)は禁止とする。
- (6) 儀式や行事の場合は、原則、指定された服装とする。
- (7) 防寒着は無地のものとする。(ワンポイント可)
- (8) 防寒具(手袋、マフラー等)の着用は校舎外で行う。

### ○服装について

#### (1) 標準服(上・下)

##### 【令和4年度より採用の新標準服】

冬服：(上) 標準ブレザー、長袖のニットシャツ(半袖ポロシャツ)  
(下) スラックス、スカート、キュロットの中から選択可

夏服：(上) 半袖ポロシャツ(長袖ポロシャツ)

(下) スラックス、スカート、キュロットの中から選択可

\*スカート、キュロットの丈は、ひざが隠れる程度の長さとする。

\*カーディガンやニットのセーター、ベストをブレザーの下に着用してもよい。ただし、無地で袖は手を覆わないもの、丈はブレザーから出ないものとする。

##### 【令和3年度まで採用の標準服】

冬服：(上) 黒の標準学生服。紺のセーラー服  
\*リボンの着用を必ずする。

(下) ストレートの学生ズボン。

紺のセーラー、上着に付いているジャンバースカート。

中間：(上) 長袖、白の標準型カッターシャツ

(下) ストレートの学生ズボン。冬のジャンバースカート。

夏服：(上) 学校指定の半袖シャツ、半袖ブラウス。

(下) ストレートの学生ズボン。学校指定の紺色スカート。

\*リユースの観点から、R3年度までに使用していた制服は、移行期間として5年間(令和8年度まで)着用することができる。

(2)靴下

色は白、黒、グレー、紺。3本線、2ポイントまで可。

ストッキングの着用は防寒着に準じる。色は黒、ベージュのみ可。

(3)ベルト

スラックスの場合は着用する。

(4)名札

校内では必ず着用する。

## B 自転車通学規定

(1)自転車保険に必ず加入すること。(福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例により)

(2)臨時的に乗車する場合は、その都度、学級担任に届ける。

(3)十分な安全点検を行った自転車を使用する。

前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけること。また、故意にハンドルを曲げたり、後部の荷物載せ部分を上げたり等、改造した自転車は認めない。

(4)自転車通学希望者は、ヘルメットを各自でSGマークのついたものを準備する。毎年「自転車通学許可申請書」を保護者より記入してもらい、担任に提出する。その際、ヘルメットと雨カッパの確認を受けた上で、「自転車許可証(ステッカー)」を購入する。

\*ステッカーは自転車の後輪の泥よけの見えやすい部分に貼る。

## C 頭髪・眉について

・前髪は目にかからないようにする。かかる場合はピンでとめる。

・肩にかかった髪は結ぶ。

・パーマ(ストレートパーマを含む)、脱色、染色は禁止とする。

・整髪料・香水の使用は禁止とする。

・基本的に眉は扱わない(剃ったり、抜いたりしない)。ただし、眉間(眉と眉の間)を整える程度は可とする。

※高校入試や就職をすることを考えた頭髪であること。

## D その他

(1)通学バッグは学校指定のものとする。ただし、もうひとつバッグや袋が必要な場合は認める。

(2)学習するうえで必要ではないものは、学校には持ち込まない。

※各きまりにおいて、配慮が必要な場合は、保護者の申し出により個別に対応する。